

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件  
控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫  
被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

## 証 拠 説 明 書(11)

平成27年10月30日

大阪高等裁判所第七民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



控訴人(第一審本訴被告、反訴原告)は次の通り証拠説明をする。

乙	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
65	通知書	平成26年2月19日	写	弁護士 豊田泰文(第一審本訴原告、反訴被告)、 弁護士 太田達也、 弁護士 重藤雅之	株式会社 サイバーエージェントに[ ] [ ]投稿のブログ記事の削除依頼を行っている。
66	侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書	平成26年5月8日	写	弁護士 豊田泰文(第一審本訴原告、反訴被告)、 弁護士 太田達也、 弁護士 重藤雅之	株式会社 サイバーエージェントに削除依頼を拒否されたので、再度、削除依頼を行っている。
67	回答書	平成26年5月23日	写	株式会社 サイバーエージェント	株式会社 サイバーエージェントは、[ ] [ ]の投稿を削除せず、[ ]氏が、自主的に投稿を削除している。
68	略式命令	平成26年11月26日	写	和歌山簡易裁判所 書記官 清水万利子	[ ]の起訴対象に、第一審被告、反訴原告が主催する和ネットの[ ]が投稿したという投稿は含まれていない。